

詳細設計業務における合同現地踏査について

1 実施内容

設計条件や施工の留意点、関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行い、実施後は、実施内容について記録等し、受発注者間で情報共有を徹底する。

2 実施体制

- ・受注者（管理技術者及び担当技術者等）
- ・発注者（担当職員及び担当課長等 ※必要に応じて他課の担当者も同行する）

3 適用業務

原則、橋梁、トンネル、河川構造物（樋門・樋管等）、ダム等の大規模構造物に関する詳細設計業務において実施する。

その他の設計業務についても、合同現地踏査が有効な業務は積極的に実施する。

4 積算

合同現地踏査を実施する場合、設計業務等標準積算基準に基づき積算し、費用を計上するものとする。

5 特記仕様書記載例

当初設計において合同現地踏査を計上する場合は、下記を参考に特記仕様書において明示を行うものとする。

第〇条

発注者及び受注者は、合同で現地踏査を実施するものとする。実施時期については、業務着手後に速やかに行うことを原則とし、実施時期の変更、実施回数の追加が必要な場合は、発注者と協議するものとする。

6 留意点

業務内容に応じて、合同現地踏査への「参加者の選定」と「適切な開催時期の設定」を行う。なお、業務着手後に限らず、詳細図の作成前など既存図面を基に現場条件の設定ミス防止のために必要に応じて実施してもよい。

受発注者間で事前に確認事項を整理する等、効率的な合同現地踏査の実施に努めること。